

改正案	現行
<p>（権限の委任） （削る）</p> <p>第十六条の二 法第二十八条の二第三項の規定により、法第二十二條に規定する厚生労働大臣の権限は、国立障害者リハビリテーションセンターの長に委任する。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十六条の二 法第二十八条の二第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号及び第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十二條に規定する権限</p> <p>二 法第十三條第二項及び第十六條（法第二十条第三項において準用する場合も含む。）に規定する権限</p> <p>三 法第十七條第三項（法第二十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限</p> <p>2 法第二十八条の二第三項の規定により、法第二十二條に規定する厚生労働大臣の権限は、国立障害者リハビリテーションセンターの長に委任する。</p>